

請求できる戸籍に関する証明書と請求（交付）場所

令和2年4月1日から

	月曜日から金曜日	毎週土曜日	毎週日曜日	第2土曜日 第4日曜日
	午前8時30分から午後5時	午前8時30分から午後5時	午前8時30分から午後5時	午前8時30分から正午 午後1時から午後5時
場 所	本 庁 聖蹟桜ヶ丘駅出張所 多摩センター駅出張所	多摩センター駅出張所	聖蹟桜ヶ丘駅出張所	本 庁
証明書の種類				
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	○	○	○	○
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	○	○	○	○
身分証明書 ※	○	○	○	○
戸籍の附票	○	○	○	○
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	○	×	×	×
除籍個人事項証明書(除籍抄本)	○	×	×	×
改製原戸籍謄本・抄本	○	×	×	×
戸籍諸証明 受理証明書 記載事項証明書 不在籍証明書 独身証明書 など	○	×	×	×

<注意>

- ※ 土曜日・日曜日の証明発行は、本人請求及び委任状持参の代理人並びに直系親族に限ります。
- ※ 土曜日・日曜日の身分証明書は、戸籍の届出をした時から3ヶ月程度交付できない場合があります。
- ※ 戸籍の届出後、直近の土曜日・日曜日の証明書の交付は、あらかじめ市民課戸籍担当にお問合せください。